

政令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項、第二十四条第一項及び第二十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第百二二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十四号中「二・二・二―トリクロロー一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール」を「二・二・二―トリクロロー一―（二―クロロフェニル）―一―（四―クロロフェニル）エタノール又は二・二―トリクロロー一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール」に改め、同条に次の一号を加える。

三十四 ペルフルオロオクタタン酸（別名PFOA。以下「PFOA」という。）又はその塩

第七条の表十六の項下欄第二号及び十七の項下欄第二号中「調整添加剤」を「調製添加剤」に改め、同表に次のように加える。

十八 PFOA又はその

一 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙

塩

- 二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
- 三 洗浄剤
- 四 半導体の製造に使用する反射防止剤
- 五 塗料及びワニス
- 六 はつ水剤及びはつ油剤
- 七 接着剤及びシーリング用の充填料
- 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- 九 トナー
- 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
- 十一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
- 十二 床用ワックス
- 十三 業務用写真フィルム

附則第三項の表に次のように加える。

P F O A又はその塩

消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

附 則

この政令は、令和三年十月二十二日から施行する。

理由

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質としてペルフルオロオクタン酸又はその塩を指定する等の必要があるからである。